



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目 次 (*については県例規集登載事項)

(取扱課室名) ページ

○ 規則

*51 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行細則の一部を改正する規則	(福祉保健総務課)	1
*52 児童福祉法施行細則の一部を改正する規則	(子ども未来課)	12
*53 児童福祉法第56条の規定に基づく負担金の徴収等に関する規則の一部を改正する規則	(〃)	13
*54 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則	(障害福祉課)	13
*55 和歌山県訓練手当支給規則の一部を改正する規則	(労働政策課)	14
*56 和歌山県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則	(建築住宅課)	14

○ 告示

1212 有害図書等の指定	(青少年・男女共同参画課)	15
1213 和歌山県薬物の濫用防止に関する条例による知事監視製品の指定の失効	(薬務課)	15
1214 平成13年和歌山県告示第867号(肥料取締法施行細則の規定による知事の定める普通肥料等)の一部改正	(果樹園芸課)	16
1215 保安林の指定予定の通知	(森林整備課)	16
1216 〃	(〃)	16
1217 〃	(〃)	17
1218 〃	(〃)	17
1219 保安林の指定施業要件変更予定	(〃)	18
1220 〃	(〃)	18
1221 〃	(〃)	18
1222 〃	(〃)	19
1223 〃	(〃)	19
1224 〃	(〃)	20
1225 道路の供用開始	(道路保全課)	20

○ 教育委員会告示

5 平成27年度和歌山県立中学校入学者募集要項	20
-------------------------	-------	----

規 則

和歌山県規則第51号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成26年9月30日

和歌山県知事 仁坂吉伸

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行細則の一部を改正する規則

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行細則(平成20年和歌

山県規則第49号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行細則

第1条中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に、「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行令」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行令」に、「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行規則」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行規則」に改める。

第2条中「権限」の次に「並びに法第15条第3項において準用する保護法第24条から第28条まで、第62条、第63条、第77条第2項、第78条の2第1項、第80条及び第81条に規定する知事の配偶者支援金の決定及び実施に関する権限」を加える。

第3条に次の1項を加える。

3 前2項(前項第5号及び第6号を除く。)の規定は、配偶者支援金の支給を受けている者(以下「受給者」という。)について準用する。

第6条中「保護法」を「支援給付の支給に関する決定を行った場合における保護法」に改め、同条に次の1項を加える。

2 配偶者支援金の支給に関する決定を行った場合における法第15条第3項において準用する保護法第24条第3項及び第26条の書面は、別記第22号様式の2、別記第23号様式の2又は別記第24号様式の2によるものとする。

第8条中「別記第28号様式」の次に「又は別記第28号様式の2」を加える。

第11条の見出し中「支援給付金品」の次に「及び配偶者支援金」を加え、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定は、受給者について準用する。この場合において、前項中「支援給付金品」とあるのは「配偶者支援金」と、「交付」とあるのは「支給」と読み替えるものとする。

別記第12号様式から別記第14号様式中、「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改める。

別記第17号様式中「次の通り」を「次のとおり」に、「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改める。

別記第21号様式中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改める。

別記第22号様式中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に、「付で」を「付けで」に、「受取る」を「受け取る」に改め、同様式の次に次の1様式を加える。

別記第22号様式の2(第6条関係)

発 第 号
年 月 日

振興局長 印

様

配偶者支援金決定通知書

年 月 日付けで申請された中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律等による配偶者支援金を、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 配偶者支援金の開始時期 年 月

2 配偶者支援金の決定額

決定額
円

3 配偶者支援金を決定した理由

4 配偶者支援金の支給日及び支給方法

備考 この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、知事に対し審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また、この審査請求に対する裁決を経た場合に限り、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、和歌山県を被告として（和歌山県知事が被告の代表者となります。）この決定の取消しの訴えを提起することができます（なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないでこの決定の取消しの訴えを提起することができます。

- ① 審査請求をした日の翌日から起算して50日を経過しても裁決がないとき。
- ② 決定、決定の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- ③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

(注) この通知書は、変更の場合にも用いるものとする。

和歌山県報 第 2595 号

平成 26 年 9 月 30 日 (火曜日)

別記第23号様式中「付で」を「付けて」に、「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改め、同様式の次に次の 1 様式を加える。

別記第 23 号様式の 2 (第 6 条関係)

発 第 号
年 月 日振 興 局 長 印

様

配偶者支援金申請却下通知書

年 月 日付けで申請された中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律等による配偶者支援金については、下記の理由で支給できないので却下します。

なお、この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に、知事に対し審査請求をすることができます(なお、決定があつたことを知つた日の翌日から起算して 60 日以内であっても、決定があつた日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)。

また、この審査請求に対する裁決を経た場合に限り、その審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して 6 か月以内に、和歌山県を被告として(和歌山県知事が被告の代表者となります。)この決定の取消しの訴えを提起することができます(なお、裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、裁決があつた日の翌日から起算して 1 年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないでこの決定の取消しの訴えを提起することができます。

- ① 審査請求をした日の翌日から起算して 50 日を経過しても裁決がないとき。
- ② 決定、決定の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- ③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

記

1 却下の理由

2 この通知が申請書受理後 14 日を経過した事由

別記第24号様式中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を
「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に
に関する法律」に改め、同様式の次に次の1様式を加える。

別記第24号様式の2(第6条関係)

発 第 号
年 月 日

振興局長印

様

配偶者支援金廃止決定通知書

年 月 日第 号により決定した中国残留邦人等の円滑な帰国
の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法
律等による配偶者支援金を下記のとおり廃止したから通知する。

記

1 廃止する時期 年 月

2 理由

備考 この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日か
ら起算して60日以内に、知事に対し審査請求をすることができます（なお、
決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、決定
があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求することができな
くなります。）。

また、この審査請求に対する裁決を経た場合に限り、その審査請求に対する
裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、和歌山県
を被告として（和歌山県知事が被告の代表者となります。）この決定の取消し
の訴えを提起することができます（なお、裁決があつたことを知った日の翌
日から起算して6か月以内であっても、裁決があつた日の翌日から起算して
1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。
ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する
裁決を経ないでこの決定の取消しの訴えを提起することができます。

- ① 審査請求をした日の翌日から起算して50日を経過しても裁決がないとき。
- ② 決定、決定の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため
緊急の必要があるとき。
- ③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

別記第25号様式及び別記第28号様式中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改め、同様式の次に次の1様式を加える。

別記第 28 号様式の 2(第 8 条関係)

番 号
年 月 日
様

振興局長印

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 15 条第 3 項において準用する同法第 14 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第 29 条第 1 項の規定に基づく資料の提供について（依頼）

配偶者支援金の決定又は実施のために必要がありますので、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 15 条第 3 項において準用する同法第 14 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第 29 条第 1 項の規定により、下記の事項について照会します。

なお、入手した資料については、当振興局において厳密資料として扱いますので念のため申し添えます。

記

(参考)

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項

この法律に特別の定めがある場合のほか、支援給付については、生活保護法の規定の例による。

生活保護法

第 29 条 保護の実施機関及び福祉事務所長は、保護の決定若しくは実施又は第 77 条若しくは第 78 条の規定の施行のために必要があると認めるときは、次の各号に掲げる者の当該各号に定める事項につき、官公署、日本年金機構若しくは国民年金法（昭和 34 年法律第 141 号）第 3 条第 2 項に規定する共済組合等（次項において「共済組合等」という。）に対し、必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社、次の各号に掲げる者の雇主その他の関係人に、報告を求めることができる。

一 要保護者又は被保護者であつた者 氏名及び住所又は居所、資産及び収入の状況、健康状態、他の保護の実施機関における保護の決定及び実施の状況その他政令で定める事項（被保護者であつた者にあつては、氏名及び住所又は居所、健康状態並びに他の保護の実施機関における保護の決定及び実施の状況を除き、保護を受けていた期間における事項に限る。）

二 (略)

2 別表第一の上欄に掲げる官公署の長、日本年金機構又は共済組合等は、それぞれ同表の下欄に掲げる情報につき、保護の実施機関又は福祉事務所長から前項の規定による求めがあつたときは、速やかに、当該情報を記載し、若しくは記録した書類を閲覧させ、又は資料の提供を行うものとする。

別記第29号様式中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に、「あたる」を「当たる」に改める。

別記第29号様式の2から別記第30号様式までの規定中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改める。

別記第31号様式を次のように改める。

和歌山県報 第 2595 号

平成 26 年 9 月 30 日 (火曜日)

別記第31号様式 (第11条関係)

地 区 (町 村)		月 分 支 援 給 付 支 給 明 紹 書						(金 円 也 外 名 渡)		
被支援者番号	被支援世帯氏名	生活支援給付	住宅支援給付	支援給付	支援給付	配偶者支援金	合 計	支給月日	受領印	摘要
		円	円	円	円	円	円	月 日		
								月 日		
								月 日		
								月 日		
								月 日		
								月 日		
								月 日		
								月 日		
								月 日		
								月 日		
								月 日		
								月 日		
								月 日		
								月 日		
								月 日		
								月 日		
								月 日		
								月 日		
								月 日		
								月 日		

別記第32号様式から別記第34号様式までの規定中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成26年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行細則の規定による用紙は、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

和歌山県規則第52号

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成26年9月30日

和歌山県知事 仁坂吉伸

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

児童福祉法施行細則（昭和62年和歌山県規則第83号）の一部を次のように改正する。

第18条中「第36条の37第1項」を「第36条の41第1項」に、「第1条の32第2項各号」を「第1条の33第2項各号」に、「第36条の43」を「第36条の47」に改める。

第18条の2中「第36条の39第1項」を「第36条の43第1項」に、「第1条の32第2項各号」を「第1条の33第2項各号」に、「第36条の43」を「第36条の47」に改める。

第18条の3中「第36条の40第1項第1号」を「第36条の44第1項第1号」に、「第1条の32第2項各号」を「第1条の33第2項各号」に、「第36条の43」を「第36条の47」に改める。

第18条の4中「第36条の42第1項」を「第36条の46第1項」に改める。

第25条第1項中「第33条の2第2項」を「第33条の2の2第2項」に改める。

第26条中「第33条の2第4項」を「第33条の2の2第4項」に改める。

第27条中「第33条の2第2項」を「第33条の2の2第2項」に改める。

第31条の3中「第34条の3第1項」を「第34条の4第1項」に改める。

第31条の4中「第34条の3第2項」を「第34条の4第2項」に改める。

第31条の5中「第34条の3第3項」を「第34条の4第3項」に改める。

第31条の6中「第34条の11第1項」を「第34条の12第1項」に改める。

第31条の7中「第34条の11第2項」を「第34条の12第2項」に改める。

第31条の8中「第34条の11第3項」を「第34条の12第3項」に改める。

第31条の9中「第34条の14第1項」を「第34条の15第1項」に改める。

第31条の10中「第34条の14第2項」を「第34条の15第2項」に改める。

第31条の11中「第34条の14第3項」を「第34条の15第3項」に改める。

別記第8号様式の2（裏面）中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改める。

別記第17号様式中「第36条の37第1項」を「第36条の41第1項」に、「第36条の37第2項」を「第36条の41第2項」に、「第36条の43」を「第36条の47」に、「第34条の15第1項各号」を「第34条の20第1項各号」に改める。

別記第18号様式中「第36条の39第1項」を「第36条の43第1項」に、「第36条の39第2項」を「第36条の43第2項」に、「第36条の43」を「第36条の47」に改める。

別記第19号様式中「第36条の40第1項第1号」を「第36条の44第1項第1号」に、「第36条の43」を「第36

条の47」に改める。

別記第19号様式の2中「第36条の42第1項」を「第36条の46第1項」に改める。

別記第20号様式(裏)及び別記第20号様式の2(裏)中「2 前項の承認は、家事審判法の適用に関しては、これを同法第9条第1項甲類に掲げる事項とみなす。」を削り、「あつた」を「あつた」に改める。

別記第22号様式に備考として次のように加える。

備考 届出をする者は、※欄に記入しないこと。

別記第23号様式及び別記第24号様式中「含む」を「含む。」に改める。

別記第29号様式中「第39条」を「第39条1項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、別記第8号様式の2の改正規定は、平成26年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、現に交付されている改正前の児童福祉法施行細則別記第20号様式及び別記第20号様式の2の規定による証票は、改正後の児童福祉法施行細則別記第20号様式及び別記第20号様式の2の規定による証票とみなす。

和歌山県規則第53号

児童福祉法第56条の規定に基づく負担金の徴収等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成26年9月30日

和歌山県知事 仁坂吉伸

児童福祉法第56条の規定に基づく負担金の徴収等に関する規則の一部を改正する規則

児童福祉法第56条の規定に基づく負担金の徴収等に関する規則(昭和37年和歌山県規則第33号)の一部を次のように改正する。

別表第1中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に、「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に、「第17条」を「第17条第1項」に改め、別表第2中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改める。

附 則

この規則は、平成26年10月1日から施行する。

和歌山県規則第54号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成26年9月30日

和歌山県知事 仁坂吉伸

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則(昭和42年和歌山県規則第15号)の一部を次のように改正する。

別表注3中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改める。

別記第16号様式中「写真ちょう付」を「写真貼付」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表の改正規定は、平成26年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則別記第16号様式の規定による用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

和歌山県規則第55号

和歌山県訓練手当支給規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成26年9月30日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県訓練手当支給規則の一部を改正する規則

和歌山県訓練手当支給規則（昭和42年和歌山県規則第64号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第4号中「職業能力開発大学校」を「職業能力開発総合大学校」に改め、同項第9号中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改め、同項第11号中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改める。

第10条中「第13条」を「第18条」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第3条第1項第9号及び同項第11号の改正規定は、平成26年10月1日から施行する。

和歌山県規則第56号

和歌山県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成26年9月30日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

和歌山県営住宅条例施行規則（平成9年和歌山県規則第95号）の一部を次のように改正する。

第1条の3第1項第5号中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改める。

第2条第2項第1号中「第2条第3号」を「第2条第4号」に改める。

第26条第2項第2号中「寄付行為」を「寄附行為」に改める。

第27条第1項中「社会福祉事業の」を「社会福祉事業等の」に改める。

第32条中「別記第24号様式」を「別記第25号様式」に改める。

別表中「がけ崩れ」を「崖崩れ」に改める。

別記第24号様式（裏）中「条例第55条第2項」を「第55条第2項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第1条の3第1項第5号の改正規定は、平成26年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の第31条の2第2項の規定により交付されている公営

和歌山県報 第2595号

平成26年9月30日(火曜日)

住宅監理員証は、この規則による改正後の第31条の2第2項の規定により交付された公営住宅監理員証とみなす。

告 示

和歌山県告示第1212号

和歌山県青少年健全育成条例（昭和53年和歌山県条例第36号）第13条第1項の規定により、有害図書等として、次のものを平成26年9月16日指定した。

平成26年9月30日

和歌山県知事 仁坂吉伸

種別	図書等名	コード番号	発行所名
月刊誌	黄金のGT 10月号	12259-10	晋遊舎
月刊誌	BLACKBOX 10月号	17843-10	マイウェイ出版
月刊誌	EX MAX 10月号	02091-10	ぶんか社
雑誌	金のEX SPECIAL 2014残暑吹き飛ばし号	68513-06	大洋図書
雑誌	ウラレポ100	64244-44	三才ブックス
月刊誌	裏モノJAPAN 10月号	01805-10	鉄人社
コミック	ディアプラス 9月号	16567-09	新書館
コミック	drap ドラ 10月号	16696-10	コアマガジン
コミック	ビーボーイゴールド 10月号	17779-10	リブレ出版
コミック	ayaアヤ 10月号	18815-10	宙出版
コミック	恋愛白書パステル 10月号	19625-10	宙出版

指定理由

著しく性的感情を刺激し、著しく粗暴性若しくは残忍性を助長し、又は犯罪若しくは自殺を誘発し、若しくは著しくこれを助長する等青少年の健全な育成を阻害するおそれがある。

和歌山県告示第1213号

和歌山県薬物の濫用防止に関する条例（平成24年和歌山県条例第83号）第12条第1項の規定により、次のとおり知事監視製品の指定が効力を失うので告示する。

平成26年9月30日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 失効する知事監視製品

- (1) 次の写真に示すとおり、被包に「Wolf Eyes POWDER」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの
- (2) 次の写真に示すとおり、被包に「Juliet' Featuring by agatte」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの
- (3) 次の写真に示すとおり、被包に「Ice Rock」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの
(次の写真は、省略し、その写真を和歌山県福祉保健部健康局薬務課及び県立保健所に備え置いて縦覽に供する。)

2 失効理由

当該知事監視製品が薬事法（昭和35年法律第145号）第2条第14項に規定する指定薬物に該当するに至

ったため

3 失効年月日

平成26年9月30日

和歌山県告示第1214号

平成13年和歌山県告示第867号（肥料取締法施行細則の規定による知事の定める普通肥料等）の一部を次のように改正し、平成26年10月1日から施行する。

平成26年9月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

表の6中「を原料として生産された肉骨粉又は当該肉骨粉」を削る。

和歌山県告示第1215号

農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成26年9月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 保安林予定森林の所在場所 日高郡日高川町大字弥谷字砦335の1、335の4、336の2

2 指定の目的 水源の涵養^{かんよう}

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字砦335の1・336の2（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び日高振興局地域振興部林務課並びに日高川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第1216号

農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成26年9月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 保安林予定森林の所在場所 田辺市本宮町皆瀬川字鶴持38から46まで、46の1、47から51まで

2 指定の目的 水源の涵養^{かんよう}

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局地域振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第1217号

農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成26年9月30日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 保安林予定森林の所在場所 田辺市本宮町皆瀬川字十九良谷318、321から323まで、323の1、326から342まで、348から350まで、368、369、373、374、376、377、字串平378の1、379の1、383の1、384から389まで、389の1、390から404まで、406から415まで、415の1、416から423まで、423の1、423の2、424、424の1、425から429まで、429の1、429の2、430、430の1、432から435まで、437から440まで、442から444まで、444の1、445、446、字定ノ谷488・489（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、490から493まで、字向ノ峯494から497まで、498から500まで（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）、501から514まで、514の1、515、516、518、520、521、522の1、523の1、524、524の1、525の1、526から529まで、537、538、546から558まで、558の1、559から561まで、561の1、562から567まで、567の1、568から575まで、576の1、577の1、582、583、584の1、585の1、586、588、1494、1498、1501、1502、字大山谷602（次の図に示す部分に限る。）、603から609まで

2 指定の目的 水源の涵養^{かんよう}

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をできる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局地域振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第1218号

農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成26年9月30日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 保安林予定森林の所在場所 新宮市高田字白見3704の1

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をできる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び東牟婁振興局地域振興部林務課並びに新宮市役所に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第1219号

農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定である旨の通知を受けたから、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により、告示する。

平成26年9月30日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 岩出市(次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び那賀振興局地域振興部林務課並びに岩出市役所に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第1220号

農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定である旨の通知を受けたから、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により、告示する。

平成26年9月30日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 岩出市(次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び那賀振興局地域振興部林務課並びに岩出市役所に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第1221号

農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定である旨の通知を受けたから、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により、告示する。

平成26年9月30日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 紀の川市 (次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び那賀振興局地域振興部林務課並びに紀の川市役所に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第1222号

農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定である旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により、告示する。

平成26年9月30日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 日高郡日高川町 (次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的 水源の涵養^{かんよう}

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び日高振興局地域振興部林務課並びに日高川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第1223号

農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定である旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により、告示する。

平成26年9月30日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 日高郡日高川町 (次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的 水源の涵養^{かんよう}

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び日高振興局地域振興部林務課並びに日高川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第1224号

農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定である旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により、告示する。

平成26年9月30日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 新宮市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的 水源の涵養^{かんよう}

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び東牟婁振興局地域振興部林務課並びに新宮市役所に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第1225号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県国土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成26年9月30日

和歌山県知事 仁坂吉伸

道路の種類 県道

路線名 粉河加太線

供用開始の区間 和歌山市直川字須井田399番1地先から同市直川字西端1番8地先まで

供用開始の期日 平成26年9月30日 午後3時

教育委員会告示

和歌山県教育委員会告示第5号

平成27年度和歌山県立中学校入学者募集要項を定めたので、その関係書類を和歌山県教育庁学校教育局学校指導課、各教育支援事務所及び各県立中学校に備え置いて平成26年10月1日から平成27年1月8日まで縦覧に供する。

平成26年9月30日

和歌山県教育委員会委員長 山本哲